

## 英語の言語運用能力に関する書類作成について（お願い）（案）

京都大学は、2021年度一般入試において、大学入学共通テストの「英語」を受験して出願する者に、欧州評議会（Council of Europe）によるCEFR（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment）の尺度においてA2以上の英語の言語運用能力を有することを求めます。

出願者が、大学入試センターによる「大学入試英語成績提供システム」を通じて英語にかかる民間の資格・検定試験の成績を提出するという方法に代えて、在学するまたは卒業した高等学校等の校長がCEFRの尺度でA2以上の英語の言語運用能力が出願者に備わっていると認める書類を提出する場合は、この書類により志願者がCEFRの尺度でA2以上の英語の言語運用能力を有することを確認します。

本学に出願しようとする者から上記証明書の作成依頼があった際は、授業における学習状況や校内の考査・試験の結果等から総合的に評価して、CEFRの尺度でA2以上の英語の言語運用能力が備わっていると判断されるならば、本学所定の様式を用いて「英語言語運用能力証明書」を発行されますようお願いいたします。

高等学校等の授業において英語の科目の教授および学習指導を担当される方々は、個々の生徒の英語の言語運用能力についての的確に把握および評価をする立場にあると考えられます。このような立場にある方が、CEFRの尺度でA2以上の英語の言語運用能力が備わっていることを確認されるようお願いいたします。

出願者の英語の資格・検定試験による取得資格およびその成績、在学中の留学経験、英語を用いた活動状況、その他英語の言語運用能力に関連する事項を記載する場合は、この証明書ではなく、それぞれ、調査書の「指導上の参考となる諸事項」および「備考」の欄を用いてください。

### 別紙

欧州評議会が2001年に発表したCEFRのA2レベルに関する能力記述文（参考）

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

京都大学 教育推進・学生支援部 入試企画課

〒606-8501京都市左京区吉田本町

TEL:075-753-2521/2522

FAX:075-753-2565

欧州評議会が 2001 年に発表した CEFR の A2 レベルに関する能力記述文（参考）

[1] Can understand sentences and frequently used expressions related to areas of most immediate relevance (e.g. very basic personal and family information, shopping, local geography, employment).

[2] Can communicate in simple and routine tasks requiring a simple and direct exchange of information on familiar and routine matters.

[3] Can describe in simple terms aspects of his/her background, immediate environment and matters in areas of immediate need.

(1) 個人や家族のごく基本的な情報や、買い物、近所の地理、仕事などの直接的な関係のある領域について、文やよく用いられる表現を理解できる。

(2) 馴染みのある日常的なことがらについて、単純で直接的な情報のやりとりを通して簡単なコミュニケーションができる。

(3) 自分の生い立ちや身の回りのこと、直接的に必要なある領域のことがらについて、簡単なことばで記述できる。

#### 註

上記の CEFR の A2 レベルに関する能力記述文は Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment (Council of Europe, 2001) の 24 頁から抜粋したものです。(CEFR は、<https://rm.coe.int/1680459f97> からダウンロードできます。) なお、上記の CEFR の能力記述文の和訳は、吉島茂、大橋理枝（訳）『外国語教育 II 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』の該当部分を引用したものです。